

## 西郷村こども計画 素案 パブリックコメントの結果

案件	西郷村こども計画 素案			
募集の期間	令和7年1月29日（水）～令和7年2月11日（火）			
提出できる者	1. 西郷村内に住所を有する者 2. 西郷村内に事業所を有する者 3. 西郷村内に通勤・通学している者 4. 本件に利害関係のある者			
閲覧場所	福祉課窓口、村ホームページ			
提出方法	直接提出、郵送、ファックス、電子メール			
意見の提出者	1名			
意見の提出数	6件			
意見の取扱い	区分	意見の考慮の結果		件数
	A	意見を踏まえ、案を修正するもの		4
	B	意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの		2
	C	今後の検討のために参考とするもの		0
	D	意見として伺ったもの		0

No.	区分	ご意見の内容及び理由	ご意見に対する村の考え方
1	A	P21※（4）アンケート結果からみられる状況について、どのようなアンケートを行ったのか、概要を知りたい。	アンケート概要についてはホームページに掲載しておりますが、参照が容易にできるよう、アンケート概要を追記修正いたします。
2	A	P39※基本理念について、「こどもが育ち 親が育ち 地域が育ち こどもまんなか社会を実現する村にしごう」とあるが、どのように育つのかわかりにくく、丁寧に説明していただきたい。	ご意見を踏まえて、修正いたします。P39※をご覧ください。
3	A	P41※「2. 基本目標」について、文章が長くて理解しづらい。箇条書きでわかりやすくしてはどうか。	ご意見を踏まえて、修正いたします。P41※をご覧ください。

※ページ数は策定後の西郷村こども計画に合わせてあります。

No.	区分	ご意見の内容及び理由	ご意見に対する村の考え方
4	B	P44※「成長の段階にあわせ、多様な学びと体験を地域において創出し、地域が関わり合って共に学び、活動することが地域の重要な課題です。学校・地域において学びと体験の場を増やし、こども・若者の意見を取り入れながら、取り組んでいきます。」とあるが、どのように「学びと体験の場」を増やすのか。また、「こども・若者の意見」はどのように取り入れるのか。	P45※「基本目標1 (3) こども・若者の学びと体験の機会の充実」にて学びと体験の機会を創出する事業を多く掲載しております。これにより学びと体験の機会を充実させております。 また、こども・若者の意見の聴取は P50※「1-(4)-1 こども・若者の意見表明・参加の促進」にも掲載しております。なお、こども・子育て会議委員の再構成に合わせてこども・若者代表として公募委員の募集を計画しております。
5	A	P73※「4-(1)-22 インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組」について、インクルーシブ教育とは障害、病気や国籍といった違いを超えて全てのこどもと一緒に学ぶ教育のことだと考えますが、内容は「西郷支援学校と連携して教員同士、こども同士の交流」とあります。インクルーシブ教育とは言えないと思います。	ご意見を踏まえて P73※のように修正いたします。
6	B	P94※「(3) 計画の対象」について、「現在困難を抱える家庭のこどもと将来困難を抱える可能性があるこども及びその保護者を対象として、こどもの「現在」の生活を支援するとともに、貧困の連鎖を防ぐことを目的として策定します。」とありますが、対象は困窮家庭のみか、準困窮家庭まで含むのか。計画の策定内容は合致していますでしょうか。次ページからの対策事業を見ると、第4章の再掲ばかりですが、対象に特化した事業はないのでしょうか。このように事業が再掲ばかりである点は P100※「第7章こども・若者計画」についても同様です。	対象は「現在困難を抱える家庭のこどもと将来困難を抱える可能性があるこども及びその保護者」としてしております。現在の困窮家庭だけではなく、「将来困難を抱える可能性があるこども及び保護者」まで対象としております。 また、計画の構成として、第4章に全ての事業を掲載しており、第6章、第7章は第4章に掲載した事業を整理して、第6章こどもの貧困解消対策計画と第7章こども・若者計画としております。

※ページ数は策定後の西郷村こども計画に合わせてあります。